

提案理由説明書

令和5年6月定例会

本日開会の市議会 6 月定例会に提出いたしました議案のご審議をお願いするにあたり、その提案理由の概要をご説明申し上げます。

議案は全部で 14 件あり、そのうち専決処分の承認を求めるものが 6 件、予算案 1 件、条例案 3 件、契約案 1 件、その他 3 件となっております。

以下、議案番号に従い順次、ご説明申し上げます。

最初に、**承認第 2 号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算について、地方自治法の規定に基づき、去る 3 月 31 日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和 4 年度御殿場市一般会計予算の補正は、1 億 4,888 万円の減額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 438 億 1,129 万 3 千円としたものでございます。

補正の背景といたしましては、第 7 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、ふるさと納税推進事業、基金積立金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業及び肥料・飼料価格高騰抑制支援事業の減額でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、寄附金、基金繰入金の減額でございます。

また、歳入歳出予算の計上に合わせ、国庫支出金、寄附金、基金繰入金による財源更正を行ったものでございます。

次に、**承認第 3 号及び承認第 4 号**、専決処分の承認を求める

ことについての２案につきましては、関連がありますので一括して申し上げます。

本２案は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、去る３月３１日に専決処分により、御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例をそれぞれ制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の主な改正点は、個人市民税の森林環境税の導入に伴う改正、給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化、固定資産税については、地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に関する条項の追加、参照条項のずれ等の改正、軽自動車税については、特定小型原付の種別割課税区分の定義、種別割のグリーン化特例（軽課）の延長でございます。

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な改正点は、御殿場市税賦課徴収条例等の一部改正と同様でございます。

次に、**承認第５号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、去る３月３１日に専決処分により、御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例の改正点は、国民健康保険税の軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、**承認第６号**、専決処分の承認を求めることについて申し

上げます。

本案は、令和５年度御殿場市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法の規定に基づき、去る４月１日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和５年度御殿場市一般会計予算の補正は、１億８，１００万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ３９６億８，１００万円としたものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、当初予算編成後の状況変化により緊急的に必要となりました予算の措置でございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス予防事業の増額でございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額でございます。

次に、**承認第７号**、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、令和５年度御殿場市一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法の規定に基づき、去る５月１日に専決処分により補正をいたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

令和５年度御殿場市一般会計予算の補正は、２億６，５００万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ３９９億４，６００万円としたものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、第１号補正後の状況変化により緊急的に必要となりました予算の措置でございます。

歳出につきましては、住民税非課税世帯等支援給付金事業及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業

の増額でございます。

歳入につきましては、国庫支出金の増額でございます。

次に、**議案第 30 号**、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正額は、5,900 万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 400 億 500 万円となります。

補正の背景、要因といたしましては、第 2 号補正後の状況変化により必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、デジタル社会推進事業、スポーツツーリズム推進事業、母子家庭等自立支援事業及び商工振興事業の増額でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金及び繰入金の増額でございます。

また、事業の進捗等により、繰越明許費の設定及び地方債の変更を行うものでございます。

次に、**議案第 31 号**、御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、及び**議案第 32 号**、御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例制定についての 2 案につきましては、関連がございますので一括して申し上げます。

本案は、道路及び河川の占用料金の算定方法を統一し、料金の最低額を同額にすることにより、占用の公平性を保ちつつ、赤字の縮減、占用者の負担軽減及び事務量の軽減を図るものでございます。

次に、**議案第 33 号**、御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

本案は、御殿場市公共下水道事業計画変更認可に基づき、公共

水道事業の計画処理人口及び 1 日最大汚水量について所要の改正を行うものでございます。

次に、**議案第 3 4 号**、西中学校外構整備工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、平成 2 3 年に策定した基本構想に基づき、西中学校の屋外整備を実施すべく、過日入札に付しましたが、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上となりますので、議会の議決を経て本契約を締結いたしたく、提案するものでございます。

次に、**議案第 3 5 号**、市道路線の廃止について、**議案第 3 6 号**、市道路線の認定について、及び**議案第 3 7 号**、市道路線の変更についての 3 案につきましては、関連がありますので一括して申し上げます。

今回の廃止は 8 路線、認定は 9 路線、変更は 1 路線で、新東名高速道路整備による廃止が 1 路線、認定が 6 路線、団体営ほ場整備事業による廃止が 6 路線、認定が 1 路線、都市計画法第 3 2 条協議に基づく認定が 2 路線、道路改良事業に伴う市道の再編成による廃止が 1 路線、変更が 1 路線でございます。

以上で、本日提案いたしました議案の提案理由の説明を終わりといたします。

慎重なご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。